

個人情報保護法の一部改正に伴う船員雇用管理分野ガイドラインの一元化等について

平成15年「個人情報の保護に関する法律」成立（平成17年全面施行）

- これまでは、法所管は消費者庁、法執行は主務大臣制をとり事業分野ごとのガイドラインを各省庁で策定
 - 情報通信技術の発展、事業活動のグローバル化など個人情報を巡る環境が大きく変化する現状
- ⇒個人情報保護に係る権限を一元化することによって、より分野横断的かつ柔軟に対応することができる。

個人情報保護委員会を設置し監督権限を一元化（平成29年5月30日全面施行）

<改正前>



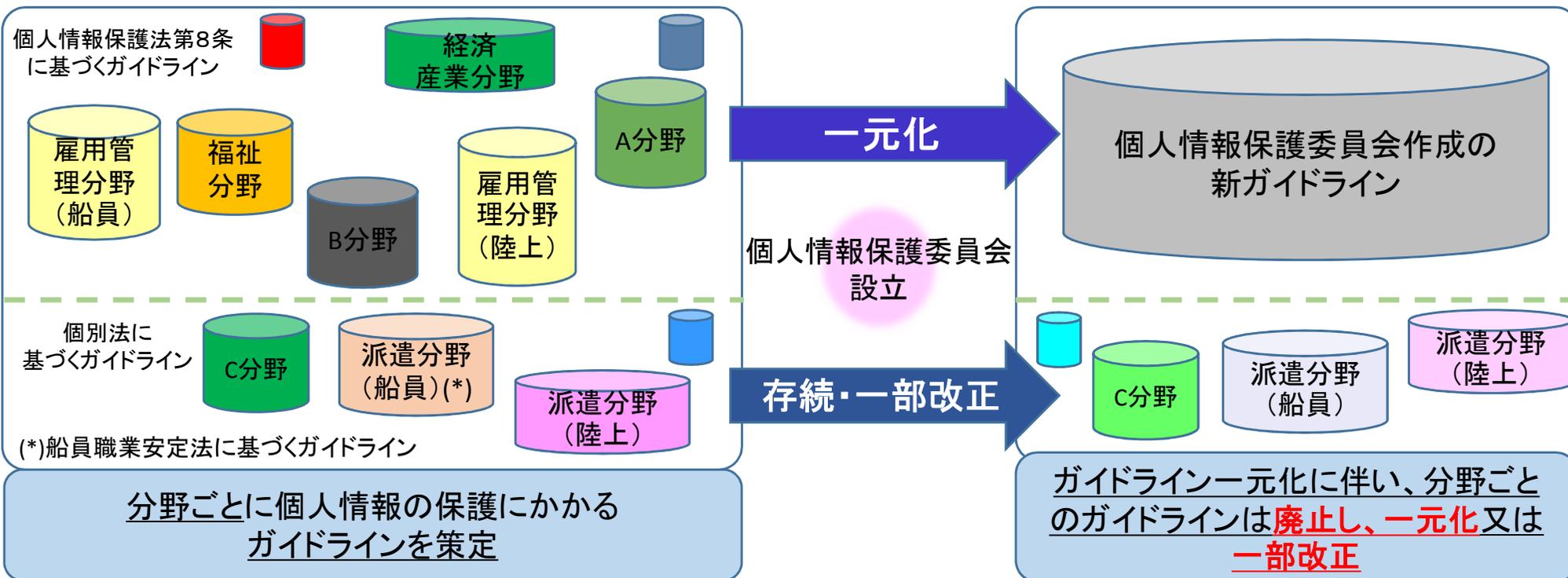
<改正後>



個人情報保護法の一部改正に伴う船員雇用管理分野ガイドラインの一元化等について

○ 個人情報保護法の改正に伴うガイドラインの整理

- ・個人情報保護法第8条に基づいて策定された事業分野ごとのガイドラインは、基本的に廃止し、一元化する。
- ・別途個別法等に基づいて策定された指針等(個人情報の取扱いを含む)については、必要に応じ一部改正等を行う。



船員政策課所管の該当するガイドライン等

- ① 船員の雇用管理分野における個人情報の保護に関するガイドライン → **廃止し、一元化**
- ② 船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 → **一部改正**
- ③ 無料船員紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針 → **一部改正**

参考: 個人情報保護法第8条

国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

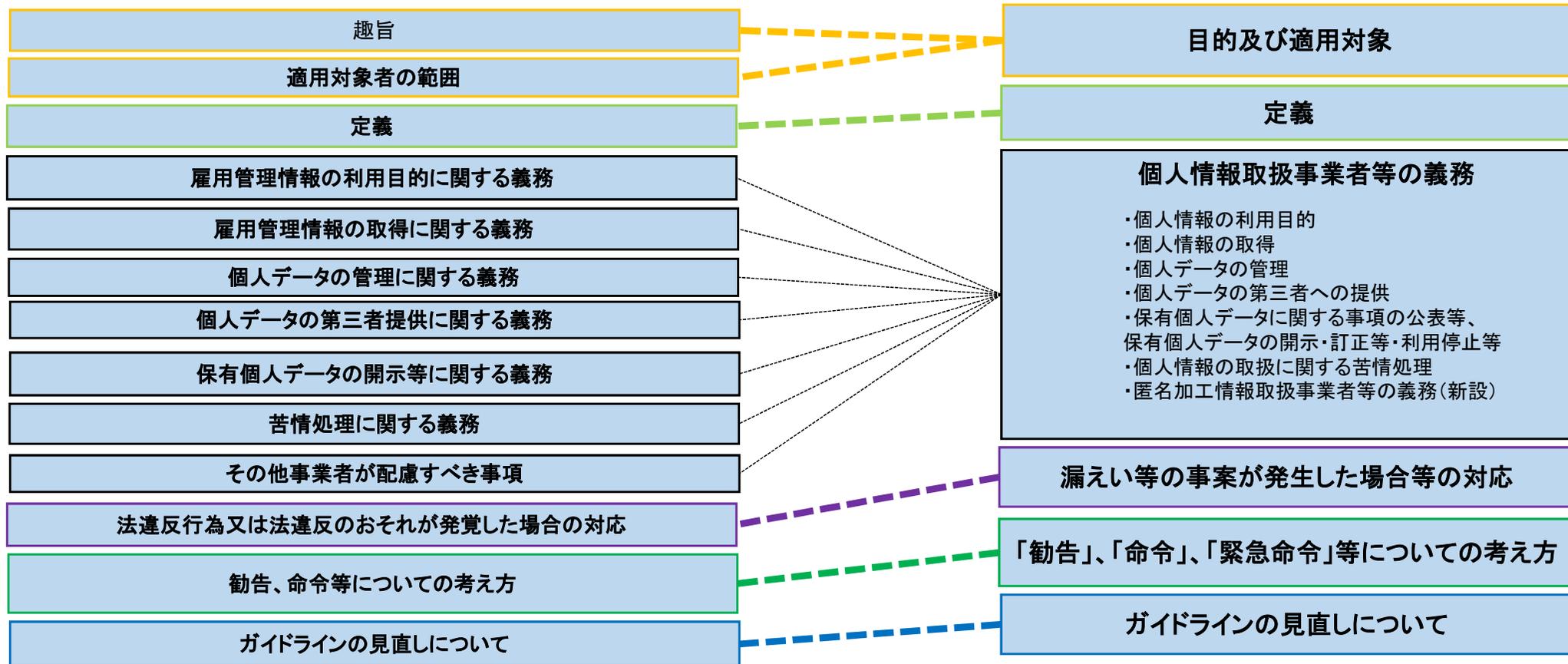
個人情報保護法の一部改正に伴う船員雇用管理分野ガイドラインの一元化等について

○ 廃止・一元化について

今般廃止されることとなった船員の雇用管理分野における個人情報の保護に関するガイドラインの内容は、一元化後新ガイドラインに全て包含されることから、従来通りの個人情報の保護が図られる。

船員の雇用管理分野における個人情報の保護に関するガイドライン

新ガイドライン



○ 一元化に伴う一部改正について

「船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」及び「無料船員紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針」については、監督権限の一元化に伴い、条ずれ等所要の改正を行う。